

エコウッド（木材・プラスチック 再生複合材）がグリーン購入法に基づく 特定調達品目に指定されました。

グリーン購入法 国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（2001年4月施行）

目的

環境負荷の低減に資する物品・役務（環境物品等）について

- ①国等の公的部門における調達の推進
- ②情報の提供

環境負荷の少ない持続可能な社会の構築

法の対象

物品・役務の調達に当たっての環境物品等の選択

- 国及び独立行政法人等の責務 …【義務】
- 地方公共団体及び地方独立行政法人の責務 …【努力義務】
- 事業者及び国民の責務 …【一般的責務】



平成30年3月19日 官報(号外第55号)「環境物品等の調達の推進に関する基本方針の変更について(環境一二)」にて、「木材・プラスチック再生複合材製品」が「特定調達品目」として指定されたことが公示されました。

エコウッド グリーン購入法対象品目



グリーン購入適合の「発泡製品」を
ラインナップするのはエコウッドだけ!!



JIS A 5741 認証を取得した製品は特定調達品目としての判断の基準を満たすことが明示されています。「JIS準拠」、「JIS相当」等を謳う他社製品は、グリーン購入法の対象となりませんのでご注意ください。
※木材・プラスチック再生複合材普及部会調べ

※JIS A 5741認証取得品が対象となります。